

## 綾瀬市体験型農園開設事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、農業者自らが開設し、経営する体験型農園に対し、予算の範囲内で綾瀬市体験型農園開設事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「体験型農園」とは、農業者が農業経営の一環として開設する農園であって、市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項第1号ロに規定する農園利用方式に準じて開設される農園をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「対象者」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 体験型農園を開設する農業者
- (2) 体験型農園を開設する農業者団体

2 体験型農園に係る農地等の要件は、次のとおりとする。

- (1) 相当数の者を対象として定型的な条件で行うことが可能であると認められる農地であること。
- (2) 市街化調整区域内または市街化区域の生産緑地内の農地であること。
- (3) 日照、排水等体験型農園に適した農地であること。
- (4) 原則として公道に接している農地であること。
- (5) 補助対象施設の効用を果たす観点から、交付決定を受けた日の属する年度から起算して5年以上継続して体験型農園の用に供することが可能であること。
- (6) 対象者は、農地法等関係法令に違反していないこと。
- (7) 対象者は、市税等を滞納していないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、体験型農園の開設に係る別表第1に定める施

設等の整備及び別表第2に定める農機具等の購入に必要な経費とする。

2 2年目以降は、運営の安定に資するための維持管理経費を補助金の対象とする。なお、補助金の対象経費は、農機具等を購入する必要が生じた場合、前号の別表1及び別表2を準用するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、対象経費の総額の2分の1に相当する金額とし、3年を限度として予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、1農園当たり各年度の限度額は、1年目を300,000円、2年目を200,000円、3年目を100,000円とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(予算・収支計画を含む。)

(2) 区画図及び施設配置図

(3) 土地の登記事項証明書

(4) 公図

(5) 申請者が団体の場合にあつては、団体の規約及び名簿

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、相当と認められたものについて補助金の交付を決定するものとする。この場合において市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期日は、決定通知を受けた日から10日を経過する日までとする。

(計画変更及び中止の申請等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、

補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、事業計画変更（中止）承認申請書（第3号様式）により、速やかに市長にその旨を申請し、承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査の上適当と認めるときは、事業計画変更（中止）承認通知書（第4号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（事業実績の報告）

第10条 規則第12条第1項にいう市長の定める日とは、当該事業の終了後60日を経過した日又は当該事業年度終了後の5月20日のいずれか早い期日までとする。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了したとき（前条の規定により当該補助事業を中止したときを含む。）は、事業実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 完成した施設の写真

（責務）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反し利用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

- 2 利用者は、体験型農園の農作業の一部を行うために体験型農園に入園するものとし、その権利については農地の利用に係る賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないものとする。

（利用契約）

第12条 補助事業者は、体験型農園利用契約書（第6号様式）（以下「契約書」という。）により利用者と農園利用契約を締結しなければならない。

（利用料）

第13条 体験型農園の利用料は、農作業を体験する入園指導料と、栽培、収穫する農産物の販売など農産物代金から算出するものとし、その金額については契約書に定めるものとする。

( 利用期間 )

第 1 4 条 契約の期間は、原則として 1 年以内とする。ただし、契約の更新について補助事業者が認める場合はこれを妨げない。

( 利用区画 )

第 1 5 条 利用区画は、原則として一世帯一区画とする。

( 補助事業者と利用者の作業区分 )

第 1 6 条 補助事業者は、農園の良好な管理に努めるとともに、年間作付け計画の策定、作付け位置の指定、耕耘(こううん)、種苗の準備、施肥、圃場整備及び利用者に対する指示等を行うものとする。

2 利用者は、補助事業者の指示に従い、播種、植え付け、管理作業の一部、除草、収穫作業など農作業の一部を継続して行うものとする。

( その他 )

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、体験型農園の開設に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この要綱は、平成 3 2 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に交付決定を受けた者の 2 年目、3 年目の補助金の申請、補助金の交付及び事業実績の報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 ( 第 4 条関係 )

項 目	内 容
パイプハウス	育苗等の農業用施設 ( 簡易的なもの )
給水設備	立水栓等の農業用水設備
簡易トイレ	屋外用トイレ
農具置場	農機具、農業用資材等の収納用
休憩場所	日よけ等簡易の休憩場所
看板	農園表示看板、連絡用掲示板、区画表示板
杭	区画杭
その他	上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める施設等の整備

別表第 2 ( 第 4 条関係 )

項 目
鍬
スコップ
移植ゴテ
鎌
バケツ
ジョウロ
一輪車
噴霧器
ふるい
鋤簾 ( 草削り )
レーキ ( とんぼ )
支柱
上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める農機具等

第 1 号様式（第 6 条関係）

補助金交付申請書		
		年 月 日
(宛先) 綾瀬市長		
住所又は所在地		
団 体 名		
氏名又は代表者名		印
次のとおり申請します。		
1 事業(事務)の名称		
2 施 行 場 所		
3 申 請 金 額 等	申 請 金 額	円
	同上算出基礎	
4 計 画 概 要		
5 事 業 効 果		
6 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
7 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
8 添 付 書 類	事業計画書	収支予算書

第2号様式（第7条関係）

補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のあった市補助金については、次のとおり決定したので通知します。

1 事業（事務）の名称	
2 補助金交付決定金額	円
3 補助条件	<p>(1) この補助金は、体験型農園設置のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。</p> <p>(2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。</p> <p>(3) 不正な方法等により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、補助金交付の決定が取り消され、交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものであること。</p> <p>(4) 補助事業が完了したときは、定められた期限までに事業実績報告書及び収支決算書を市長に提出すること。</p>

第3号様式（第9条関係）

事業計画変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地

団 体 名

ふりがな  
氏名又は代表者名

印

次のとおり補助事業の変更（中止）を申請します。

<p>1 変更（中止）する 事業（事務）の名称</p>		
<p>2 施 行 場 所</p>		
<p>3 変 更 申 請 金 額 等</p>	<p>変更申請金額</p>	<p>円</p>
	<p>同上算出基礎</p>	
<p>4 変 更（ 中 止 ）の 理 由</p>		
<p>5 添 付 書 類</p>	<p>変更事業計画書</p>	<p>変更収支予算書</p>



第 4 号様式（第 9 条関係）

事業計画変更（中止）承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

次のとおり補助事業の変更(中止)について承認します。

1 変更（中止）する 事業（事務）の名称	
2 変更補助金額	円
3 条 件	
4 指 示 事 項	

第5号様式（第10条関係）

事業実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地

団 体 名

ふりがな  
氏名又は代表者名

印

次のとおり報告します。

1 事業（事務）の名称	
2 施 行 場 所	
3 事 業 費	円
4 補助金交付決定額	円
5 事業完了年月日	年 月 日
6 実 績 の 概 要 ( 内 容 、 効 果 等 )	
7 次年度以降の事業 の取組への考え方	
8 添 付 書 類	収支決算書 領収書の写し 完成した施設の写真

第6号様式（第12条関係）

綾瀬市体験型農園利用契約書

体験型農園を開設する \_\_\_\_\_ を開設者とし、当該体験型農園を利用する \_\_\_\_\_ を入園者として、その利用について、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 この契約書は、開設者が綾瀬市 \_\_\_\_\_ に開設する（名称） \_\_\_\_\_ （以下「農園」という。）において、開設者及び入園者が行う農園の利用等について、必要な事項を定めるものとする。

（対象区画農地）

第2条 入園者が本契約に基づき利用することができる区画は、 \_\_\_\_\_ 番で利用面積は、 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>とする。

（栽培収穫計画）

第3条 開設者は、農園を開設するに当たり栽培収穫計画を策定するものとする。

（契約期間）

第4条 本契約の期間は、前条に定める栽培収穫計画に基づき、 \_\_\_\_\_ から \_\_\_\_\_ までとする。

（農園利用の役割）

第5条 開設者は、農園での農作業に必要な種子、種苗、農機具、肥料その他の必要な資材等を準備し、主たる農作業及び農園の管理運営を行うものとする。

2 入園者は、開設者が農園の利用に関して必要な農作業及び農園管理の一部を開設者の指導により行うものとする。

（農産物の権利帰属）

第6条 農園において生産される農産物の権利帰属は、開設者とする。

2 入園者は、第2条の規定により利用する区画で生産され収穫が可能となった農産物を入園者が自ら全量を収穫し購入するものとする。

( 利用料等 )

第 7 条 開設者は、第 3 条により策定した栽培収穫計画を基に、あらかじめ入園者が全量を収穫し、その農作物の代金と農園利用に対する入園指導料の合計を利用料とする。

2 利用料は、農産物代金及び入園指導料とし、合計 \_\_\_\_\_ 円とする。

3 入園者は、前項に示す利用料を本契約時に全額開設者に支払うものとする。

( 開設者の契約解除権 )

第 8 条 開設者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

(1) 入園者が契約に違反したとき。

(2) 入園者が周囲の農園利用者に迷惑となる行為を及ぼしたとき。

(3) 入園者が農園利用に対し、開設者の指示に従わなかったとき。

2 開設者は、自己の責めにより本契約期間中に農園を閉園するときは、あらかじめ入園者に申し出て、契約を解除するものとする。

( 入園者の契約解除権 )

第 9 条 入園者は、自己の責めにより本契約を履行することができないときは、あらかじめ開設者に申し出て、契約を解除することができる。

2 入園者は、前項の規定により契約を解除したときは、利用料の返還を求めることができない。

( 利用料の返還 )

第 10 条 開設者は、第 8 条第 1 項の規定により契約を解除したときは、入園者に対し第 7 条第 3 項の規定により領収した利用料について返還しない。

2 開設者は、第 8 条第 2 項の規定により農園を閉園したときは、入園者に対し第 7 条第 3 項の規定により領収した利用料について、その全部又は一部を入園者に返還するものとする。

3 開設者は、入園者が栽培した農作物が病気、自然災害等の理由により収穫できない場合であっても、入園者に対し第 7 条第 3 項の規定により領収した利用料について返還しない。

( 事故の責務 )

第 1 1 条 農園内において発生した事故は、入園者の自己責任又は入園者を含むその他の利用者間において解決するものとする。

( その他 )

第 1 2 条 本契約に定めのない事項については、開設者入園者協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

開設者 住所

氏名

ⓐ

入園者 住所

氏名

ⓐ